

高知県消防広域化推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 複雑多様化する消防需要を始め、消防を取り巻く環境の変化に的確に対応できる消防体制のあり方を検討するため、高知県消防広域化推進検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行うものとする。

(1) 消防の広域化の必要性

- ①現状把握と問題点の分析
- ②将来見通しの分析

(2) 消防の広域化を必要とする場合、広域化対象市町村及びその組み合わせ

(3) その他、広域化を推進するために必要な諸課題に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成し、知事が委嘱する。

- 2 委員会に座長及び副座長を置く。
- 3 座長は委員の互選により選出する。
- 4 副座長は座長が指名する者をもって充てる。
- 5 座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条に規定する業務が早期に完了した場合は、完了の日までを任期とする。

(運営)

第5条 委員会の会議は、座長が召集し、その議長となる。

2 座長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させて意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、高知県危機管理部消防政策課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月10日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が召集する。